

第117号議案

松江市の中核市への移行に伴う関係条例の整備に関する条例

(知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第1条 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年鳥根県条例第45号)の一部を次のように改正する。

第2条の表第22号の2を削る。

第2条の表第28号左欄中(1)から(10)までを削り、同欄の(11)中「(12)」を「(2)」に、「(16)」を「(6)」に、「(20)」を「(11)」に改め、「(22)」を削り、「(34)」を「(21)」に、「(36)」を「(23)」に改め、同欄中(11)を(1)とし、(12)から(20)までを(2)から(10)までとし、(21)を削り、(22)を(11)とし、同欄の(23)中「(24)」を「(13)」に、「(26)」を「(15)」に改め、同欄中(23)を(12)とし、(24)から(31)までを(13)から(20)までとし、(32)及び(33)を削り、同欄の(34)中「省令」を「児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号。以下この号において「省令」という。)」に改め、同欄中(34)を(21)とし、(35)を(22)とし、(36)を(23)とし、同号右欄中「(1)から(10)まで、(21)、(32)及び(33)に係る事務にあっては松江市、(11)、(16)、(18)から(20)まで、(34)及び(35)」を「(1)、(6)、(8)から(10)まで、(21)及び(22)」に改め、「松江市及び」を削り、「(11)、(12)、(16)から(20)まで、(22)及び(34)から(36)まで」を「(8)から(10)までに係る事務(同項の規定により設置される保育所に係るものに限る。)」にあっては松江市、(1)、(2)、(6)から(11)まで及び(21)から(23)まで」に、「(12)、(17)から(20)まで、(22)、(35)及び(36)」を「(2)、(7)から(11)まで、(22)及び(23)」に、「(13)から(15)まで及び(23)から(31)まで」を「(3)から(5)まで及び(12)から(20)まで」に改める。

第2条の表第37号を次のように改める。

|       |  |
|-------|--|
| 37 削除 |  |
|-------|--|

第2条の表第47号左欄中「診療放射線技師法施行令(昭和28年政令第385号)」を「診療放射線技師法(昭和26年法律第226号)」に、「「政令」を「「法」に

改め、同欄中(5)を(6)とし、(2)から(4)までを(3)から(5)までとし、同欄の(1)中「政令」を「診療放射線技師法施行令（昭和28年政令第385号。以下この号において「政令」という。）」に改め、同欄中(1)を(2)とし、(2)の前に次のように加える。

(1) 法第28条第2項の規定による照射録の徴収又は検査

第2条の表第47号右欄中「安来市」を「(1)に係る事務にあつては松江市、(2)から(6)までに係る事務にあつては安来市」に改める。

第2条の表第48号左欄中(8)を(9)とし、(3)から(7)までを(4)から(8)までとし、同欄の(2)中「第1条」を「第1条の2」に改め、同欄中(2)を(3)とし、(1)の次に次のように加える。

(2) 法第26条第1項第4号の規定による広告事項の許可

第2条の表第48号右欄中「安来市」を「(1)及び(3)から(9)までに係る事務にあつては安来市、(2)に係る事務にあつては松江市」に改める。

第2条の表第54号を次のように改める。

|       |  |
|-------|--|
| 54 削除 |  |
|-------|--|

第2条の表第55号左欄の(3)から(8)までを削る。

第2条の表に次の2号を加える。

|   |     |
|---|-----|
| 60 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの<br>(1) 法第22条第1項の規定による指定医による診察及び必要な保護の申請の受理<br>(2) 法第23条の規定による警察官からの通報の受理<br>(3) 法第24条の規定による検察官からの通報の受理<br>(4) 法第25条の規定による保護観察所の長からの通報の受理 | 松江市 |
|---|-----|

- (5) 法第26条の規定による矯正施設の長からの通報の受理
- (6) 法第26条の2の規定による精神科病院の管理者からの届出の受理
- (7) 法第26条の3の規定による心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）第2条第5項に規定する指定通院医療機関の管理者及び保護観察所の長からの通報の受理
- (8) 法第27条第1項の規定による法第22条から第26条の3までの規定による申請、通報又は届出のあった者についての調査及び指定医による診察の実施
- (9) 法第27条第2項の規定による指定医による診察の実施
- (10) 法第27条第3項の規定による指定医による診察の実施に係る職員の立会い
- (11) 法第28条第1項の規定による診察の日時及び場所の通知
- (12) 法第29条第1項の規定による入院措置の実施
- (13) 法第29条第2項の規定による2人以上の指定医による診察の実施
- (14) 法第29条第3項（法第29条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定による入院措置の通知
- (15) 法第29条の2第1項の規定による指定医による診察及び入院措置の実施

|  |            |
|--|------------|
| <p>(16) 法第29条の2第2項の規定による入院措置の決定</p> <p>(17) 法第29条の2の2第1項の規定による入院措置に係る病院への移送</p> <p>(18) 法第29条の2の2第2項（法第34条第4項において準用する場合を含む。）の規定による移送の通知</p> <p>(19) 法第29条の2の2第3項（法第34条第4項において準用する場合を含む。）の規定による移送に係る行動の制限の実施</p> <p>(20) 法第29条の3の規定による精神科病院又は指定病院の管理者への法第29条第1項の規定による入院措置を採らない旨の通知</p> <p>(21) 法第29条の4第1項の規定による入院措置の解除及び当該解除に係る精神科病院又は指定病院の管理者からの意見の聴取</p> <p>(22) 法第29条の5の規定による精神科病院又は指定病院の管理者からの措置入院者の入院措置が不要と認められる場合の届出の受理</p> <p>(23) 法第34条第1項から第3項までの規定による指定医による診察の実施及び医療保護入院等のための移送</p> <p>(24) 法第40条の規定による仮退院の許可</p> |            |
| <p>61 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下この号において「法」という。）及び島根県動物の愛護及び管理に関する条例（平成18年島根県条例第21号。以下この号において「条例」</p>  | <p>松江市</p> |

という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの

- (1) 法第10条第2項(法第13条第2項において準用する場合を含む。)の規定による第一種動物取扱業の登録の申請の受理
- (2) 法第11条第1項(法第13条第2項及び第14条第4項において準用する場合を含む。)の規定による第一種動物取扱業者登録簿への登録
- (3) 法第11条第2項(法第13条第2項及び第14条第4項において準用する場合を含む。)の規定による第一種動物取扱業の登録をした旨の通知
- (4) 法第12条第1項(法第13条第2項及び第14条第4項において準用する場合を含む。)の規定による第一種動物取扱業の登録の拒否
- (5) 法第12条第2項(法第13条第2項、第14条第4項及び第19条第2項において準用する場合を含む。)の規定による第一種動物取扱業の登録を拒否した旨の通知
- (6) 法第14条第1項の規定による第一種動物取扱業の種別等の変更の届出の受理
- (7) 法第14条第2項の規定による第一種動物取扱業者の氏名等の変更の届出の受理
- (8) 法第14条第3項の規定による犬猫等販売業の廃止の届出の受理
- (9) 法第15条の規定による第一種動物取扱業者登録簿の閲覧
- (10) 法第16条第1項(法第24条の4において準用する場合を含む。)の規定による廃業等の届出の受

理

- (11) 法第17条の規定による第一種動物取扱業の登録の抹消
- (12) 法第19条第1項の規定による第一種動物取扱業の登録の取消し又は業務の停止の命令
- (13) 法第22条の6第2項の規定による犬猫等販売業者の所有していた犬猫等の種類ごとの数等の届出の受理
- (14) 法第22条の6第3項の規定による犬猫等販売業者に対する検案の受診及び検案書又は死亡診断書の提出の命令
- (15) 法第23条第1項（法第24条の4において準用する場合を含む。）の規定による動物の管理の方法等の改善の勧告
- (16) 法第23条第2項の規定による第一種動物取扱業者等に対する必要な措置をとるべき旨の勧告
- (17) 法第23条第3項（法第24条の4において準用する場合を含む。）の規定による勧告に係る措置をとるべき旨の命令
- (18) 法第24条第1項（法第24条の4において準用する場合を含む。）の規定による報告の徴収又は立入検査
- (19) 法第24条の2の規定による第二種動物取扱業の届出の受理
- (20) 法第24条の3第1項の規定による第二種動物取扱業の種別等の変更の届出の受理
- (21) 法第24条の3第2項の規定による第二種動物取

扱業者の氏名等の変更又は飼養施設の使用の廃止  
の届出の受理

- (22) 法第25条第1項の規定による周辺的生活環境が  
損なわれている事態を生じさせている者に対する  
必要な措置をとるべき旨の勧告
- (23) 法第25条第2項の規定による周辺的生活環境が  
損なわれている事態を生じさせている者に対する  
勧告に係る措置をとるべき旨の命令
- (24) 法第25条第3項の規定による動物が虐待を受け  
るおそれがある事態を生じさせている者に対する  
必要な措置をとるべき旨の命令又は勧告
- (25) 条例第9条の規定による許可の基準に適合する  
法第26条第1項の規定による特定動物の飼養又は  
保管の許可
- (26) 法第27条第2項（法第28条第2項において準用  
する場合を含む。）の規定による特定動物の飼養  
又は保管の許可の条件の付加
- (27) 条例第9条の規定による許可の基準に適合する  
法第28条第1項の規定による特定動物の飼養又は  
保管に係る事項の変更の許可
- (28) 条例第9条の規定による許可の基準に適合する  
法第28条第3項の規定による特定動物の飼養又は  
保管に係る事項の軽微な変更の届出の受理
- (29) 条例第9条の規定による許可の基準に適合する  
法第29条の規定による特定動物の飼養又は保管の  
許可の取消し
- (30) 法第32条の規定による特定動物飼養者に対する

必要な措置をとるべき旨の命令

- (31) 法第33条第1項の規定による特定動物飼養者からの報告の徴収又は立入検査
- (32) 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第1号。以下この号において「省令」という。）第2条第3項の規定による第一種動物取扱業の登録の申請者に対する書類の提出の要求
- (33) 省令第2条第5項（省令第4条第4項において準用する場合を含む。）の規定による第一種動物取扱業登録証の交付
- (34) 省令第2条第6項の規定による第一種動物取扱業登録証の再交付
- (35) 省令第2条第8項の規定による第一種動物取扱業登録証の亡失の届出の受理
- (36) 省令第2条第9項の規定による第一種動物取扱業登録証の返納の受理
- (37) 省令第4条第3項の規定による第一種動物取扱業の更新期間前の登録の更新
- (38) 省令第5条第6項の規定による第一種動物取扱業の変更の届出をした者に対する書類の提出の要求
- (39) 省令第10条第1項の規定による第一種動物取扱業者への動物取扱責任者研修の開催の日時、場所等の通知
- (40) 省令第10条の6第3項の規定による第二種動物取扱業の届出をした者に対する書類の提出の要求

- (41) 省令第14条の規定による特定動物の飼養又は保管の許可の有効期間の設定
- (42) 省令第15条第3項の規定による特定動物の飼養又は保管の許可の申請者に対する書類の提出の要求
- (43) 省令第15条第5項（省令第18条第5項において準用する場合を含む。）の規定による特定動物飼養・保管許可証の交付
- (44) 省令第15条第6項（省令第18条第5項において準用する場合を含む。）の規定による特定動物飼養・保管許可証の再交付
- (45) 省令第15条第8項（省令第18条第5項において準用する場合を含む。）の規定による特定動物飼養・保管許可証の亡失の届出の受理
- (46) 省令第15条第9項（省令第18条第5項において準用する場合を含む。）の規定による特定動物飼養・保管許可証の返納の受理
- (47) 省令第16条第1項の規定による特定動物の飼養又は保管の廃止の届出の受理
- (48) 省令第17条第1号ロただし書の規定による観覧者等の安全性が確保されているものとしての認定
- (49) 省令第17条第1号ハただし書の規定による観覧者等の安全性が確保されているものとしての認定
- (50) 省令第18条第3項の規定による特定動物の飼養又は保管の変更の許可の申請者に対する書類の提出の要求
- (51) 省令第20条第3号の規定による特定動物の識別

措置の届出の受理

- (52) 条例第11条の規定による特定動物の飼養又は保管の許可の公安委員会への通知
- (53) 条例第13条第1項の規定によるけい留されていない犬の収容
- (54) 条例第13条第2項の規定によるけい留されていない犬の捕獲を行う職員の指定及びその犬の捕獲
- (55) 条例第14条の規定による収容した動物の飼い主への通知（法第36条第2項の規定により収容したときを除く。）
- (56) 条例第15条第1項の規定による収容した動物の公示及び市町村長への通知（法第35条第3項の規定により引き取ったとき及び法第36条第2項の規定により収容したときを除く。(57)から(61)までにおいて同じ。）
- (57) 条例第15条第2項の規定による収容した動物の公示又は市町村長への通知をしないこと。
- (58) 条例第16条第2項の規定による収容した動物の処分又は譲渡及び当該動物の飼い主からの申出の受理
- (59) 条例第16条第3項の規定による保管が困難となった動物の処分
- (60) 条例第16条第4項の規定による公示又は市町村長への通知をしなかった動物の処分又は譲渡
- (61) 条例第16条第5項の規定による動物を譲渡するように努めること。
- (62) 条例第17条第1項の規定による薬物を使用した

けい留されていない犬の捕獲又は処分

- (63) 条例第17条第2項の規定による薬物を使用したけい留されていない犬の捕獲又は処分に係る住民への周知
- (64) 条例第17条第4項の規定による薬物を使用したけい留されていない犬の捕獲又は処分に係る関係市町村長等への協力の要請
- (65) 条例第18条第2項の規定による特定動物の逸走についての通報の受理
- (66) 条例第18条第4項の規定による逸走した特定動物の捕獲、収容又は処分
- (67) 条例第18条第5項の規定による特定動物の飼い主に対する当該特定動物の捕獲、収容又は処分の費用の請求
- (68) 条例第19条第1項の規定による健康又は安全が損なわれていると認める動物の飼い主に対する必要な措置を執るべき旨の勧告
- (69) 条例第19条第2項の規定による動物の取扱いに起因して周辺の住民の生活に対する著しい支障が認められる事態を生じさせている者に対する必要な措置を執るべき旨の勧告
- (70) 条例第20条第1項の規定による特定動物の飼い主に対する必要な措置を執るべき旨の命令
- (71) 条例第20条第2項の規定による飼い犬をけい留しない飼い主等に対する必要な措置を執るべき旨の命令
- (72) 条例第20条第3項の規定による人の生命、身体

又は財産を侵害し、又は侵害するおそれがある動物の飼い主に対する必要な措置を執るべき旨の命令

(73) 条例第20条第4項の規定による動物の取扱いに起因して周辺の住民の生活に対する著しい支障が認められる事態を生じさせている者に対する勧告に係る措置を執るべき旨の命令

(74) 条例第21条第1項の規定による犬又は特定動物による事故等の届出の受理

(75) 条例第21条第2項の規定による犬又は特定動物による事故等についての調査の実施及び必要な措置を執ることの命令

(76) 条例第22条第1項の規定による飼い主等からの報告の徴収又は立入検査若しくは質問

(77) 条例第23条第3項の規定による動物の返還を求める飼い主からの業務に要した費用の徴収（法第35条第3項の規定により引き取ったとき及び法第36条第2項の規定により収容したときを除く。）

（島根県保健所条例の一部改正）

第2条 島根県保健所条例（昭和39年島根県条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1 島根県松江保健所の項名称の欄中「島根県松江保健所」を「松江市・島根県共同設置松江保健所」に改める。

（島根県民生委員定数条例の一部改正）

第3条 島根県民生委員定数条例（平成26年島根県条例第11号）の一部を次のように改正する。

本則の表松江市の項を削る。

(感染症診査協議会条例の一部改正)

第4条 感染症診査協議会条例(平成11年島根県条例第15号)の一部を次のように改正する。

第2条の表左欄中「島根県松江保健所」を「松江市・島根県共同設置松江保健所」に改め、同表右欄中「島根県松江・隠岐保健所感染症診査協議会」を「松江市・島根県共同設置松江保健所及び島根県隠岐保健所感染症診査協議会」に改める。

(島根県動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正)

第5条 島根県動物の愛護及び管理に関する条例(平成18年島根県条例第21号)の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「所轄の保健所」を「知事」に改める。

第21条第1項及び第2項並びに第28条中「保健所長」を「知事」に改める。

(島根県公害防止条例の一部改正)

第6条 島根県公害防止条例(昭和45年島根県条例第34号)の一部を次のように改正する。

第46条の2の次に次の1条を加える。

(適用除外)

第46条の3 この条例の規定は、松江市の区域には、適用しない。

(島根県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正)

第7条 島根県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(昭和60年島根県条例第39号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「浄化槽保守点検業」を「県内(松江市の区域を除く。)において浄化槽保守点検業」に改める。

(島根県屋外広告物条例の一部改正)

第8条 島根県屋外広告物条例(昭和49年島根県条例第21号)の一部を次のように改正する。

第23条を次のように改める。

(適用除外)

第23条 この条例の規定は、松江市の区域には、適用しない。

附 則

( 施行期日 )

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

( 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置 )

2 この条例の施行の際次の表の左欄に掲げる法律、省令又は条例の規定に基づき知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に同欄に掲げる法律、省令又は条例の規定に基づき知事に対してなされた申請その他の行為のうち、同表の右欄に掲げる事務で同日以後においては松江市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における同表の左欄に掲げる法律、省令又は条例の適用については、それぞれ松江市長のした処分その他の行為又は松江市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

|                                   |   |
|-----------------------------------|---|
| 診療放射線技師法（昭和26年法律第226号）            | 第1条の規定による改正後の知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（以下この項において「改正後の条例」という。）第2条の表第47号左欄の(1)に係る事務 |
| 歯科技工士法（昭和30年法律第168号）              | 改正後の条例第2条の表第48号左欄の(2)に係る事務  |
| 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号） | 改正後の条例第2条の表第60号左欄に掲げる事務   |
| 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）     | 改正後の条例第2条の表第61号左欄の(1)から(3)までに係る事務   |
| 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第1号） | 改正後の条例第2条の表第61号左欄の(32)から(5)までに係る事務  |

|                        |   |
|------------------------|---|
| 島根県動物の愛護及び管理に関する<br>条例 | 改正後の条例第 2 条の表第61号左欄の<br>(52)から(77)までに係る事務 |
|------------------------|---|

(感染症診査協議会条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 第 4 条の規定による改正前の感染症診査協議会条例第 2 条の規定により置かれた島根県松江・隠岐保健所感染症診査協議会及びその委員は、この条例の施行の日において、第 4 条の規定による改正後の感染症診査協議会条例第 2 条の規定により置かれた松江市・島根県共同設置松江保健所及び島根県隠岐保健所感染症診査協議会及びその委員となり、同一性をもって存続するものとする。

(島根県公害防止条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 この条例の施行前にした第 6 条の規定による改正前の島根県公害防止条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(島根県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 この条例の施行前にした第 7 条の規定による改正前の島根県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(島根県屋外広告物条例の一部改正に伴う経過措置)

- 6 この条例の施行前にした第 8 条の規定による改正前の島根県屋外広告物条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。